

尼崎市体育功労者表彰要綱

1 目的

尼崎市体育功労者表彰は、尼崎市において、体育活動に永年従事し、特に功労があった者をたたえることによって、市民体育の向上発展をはかることを目的とする。

2 対象

表彰対象者は、尼崎市を活動の拠点とし、本市の市民体育の向上に貢献したと認められる者のうち、原則として、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 体育活動に20年以上従事し、表彰日現在、年齢60歳以上の者
- (2) 体育活動において指導的な立場にある者

3 選定方法

- (1) 市長は、毎年1回、前項に定める要件に該当する者を公募するものとし、これに応募する者は、尼崎市体育功労者推薦書(別記様式)により市長に申し出るものとする。
この場合において、自薦、他薦は問わない。
- (2) 市長は、前項の応募者のうちから、表彰する功労者を選定する。
- (3) 市長は、前項の選定を公正かつ適切に行うため、尼崎市体育功労者表彰選考委員の意見を聞くことができる。
- (4) 尼崎市体育功労者表彰選考委員の人数及び選任方法等必要な事項は、市長が別に定める。

4 表彰

- (1) 表彰は、市長が表彰状を授与して行い、これに表彰記念品を添えるものとする。
- (2) 被表彰者は、若干名とする。

5 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和47年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年8月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。